

「運営規程」

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、日本バプテスト春日原キリスト教会附属恵星幼稚園園則（以下「園則」という）第2条に定めるとおりとする。

(提供する教育の内容)

第2条 本園の教育の内容は、園則第3条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第6条に定めるとおりとする。

- 2 園長や副園長が教諭を兼ねる場合もある。
- 3 教育の質を高めるため教職員の配置を増やす場合もある。
- 4 園則第6条に定める職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育を行う日は月曜日から金曜日までとし、教育を行う時間は午前8時40分から午後2時30分までとする。ただし、職員会議が行われる日は午後1時30分までとする。

- 2 前項の教育時間とは別に、午後6時00分までは延長保育を行うことができる。
- 3 園則第9条に定める休園日には本園の教育を行わないが、同条3号の夏季・冬季・年度末休業日には預かり保育を行い、就労家庭等を支援する。ただし、8月12日から16日、12月29日から1月4日はこれを行わない。

(保育料等)

第5条 本園においては、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2 本園においては、教育の質の向上を図るため、園則第15条の規定により次に掲げる特定保育料を徴収することとし、その金額等は園則別表1に定めるとおりとする。

費 目	理 由
施設拡充費	園舎・遊具等の整備・拡充のため
保育充実費	航空機による騒音、微小粒子状物質、熱中症などから園児を守り、より良き環境の下で保育を行うため

- 3 本園においては、教職員の質の向上を図るため、園則第14条の規定により次に掲げる入園一時金を徴収することとし、その金額等は園則別表1に定めるとおりとする。

入園一時金内訳	理 由
職員配置充実費	園児一人一人に十分に行き届く教育者の充実のため
研修充実費	常勤教諭および非常勤教諭に研鑽を積ませるため

- 4 本園においては、次のとおり実費を徴収する。

- (1) 食育材料費 220円/回
- (2) パン代 200円/回
- (3) 搬入弁当代 310円/回
- (4) 絵本代 年少児：1,020円/年、年中児・年長児：1,460円/年
- (5) その他（芋掘り等園行事の交通費、一泊保育経費）

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児 70人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第16条に定めるとおりとする。

- 2 募集定員を超える利用の申込みがあった場合については、在園児・卒園児の弟妹等の優先枠のほか、本園の教育理念に基づく選考、抽選などによって選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示するとともに、募集に際して園説明会を開催し、詳細な説明を行う。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法第27条の規定により安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危機管理マニュアルを作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法及び春日市特定教育・保育施設運営基準第2条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

(規程の改定)

第10条 この規程の改定は、理事会の承認をもって行う。

附則

この規程は、2015年(平成27年)4月1日より施行する。

この改訂規程、2019年(平成31年)4月1日より施行する。